

ご存じですか

造林補助制度

近年、木材価格が低迷し、林業への関心が薄れる中、管理が不十分な森林が目立っています。このまま放置すると、森林の健全な生長が阻害され、経済的価値が低下するだけでなく、病虫害や森林の機能低下による災害の発生などが懸念されます。

そこで、森林所有者がなるべく少ない負担で植林や保育作業ができるよう、下表のような補助制度があります。自力で作業を行うことが困難な場合は、森林組合が代わって作業を行うこともできますので、ぜひご利用ください。

注意事項

- 面積は1か所0.1ha以上でないと補助対象となりません(国定公園に限る)。
- 国定公園区域外の場合は、県の対応となります。
- 雪起しの場合は実面積に対する金額になっています。(起し率30~70%程度を区域面積に掛けたものが実面積となります)
- 除間伐とは造林木の生育に支障となる雑木及び不良造林木を除去する作業で、成立本数の10%以上を伐採することが条件となります。(森林の生育状況によって異なりますが、過密な森林では20~25%程度の伐採率が望ましい)
- 集材間伐とは間伐と併せて、1か所あたりおおむね20㎡以上の間伐木を林外(道路脇等)に集材・集積した場合が対象となります(間伐材を有効利用するために、集材・集積経費に補助ができます)
- 枝打ちは本数実施率50%以上、枝打ちの割合はおおむね樹高の1/3以上が条件となります。
- 造林については、スギ2,500本植で試算。植栽機による植栽本数、地帯等々の状況により金額が変わる場合がありますので、詳細は、農林水産課又は三島郡森林組合にご相談下さい。

●補助金一覧表

区分	林齢(年)	補助金額(円/ha)	補助区分	備考
下刈	1~5	70,000	国・県	
下刈	6~10	33,600	県のみ	
下刈(2回刈)	1~5	52,953	国・県	
雪起し	1~5	48,600	県のみ	実面積当り
雪起し	6~10	139,171	国・県	〃
除間伐	11~30	85,120	国・県	
除間伐	31~45	34,500	県のみ	
集材間伐	11~30	157,920	国・県	
枝打ち	31~45	52,200	県のみ	
再造林		542,029	国・県	
拡大造林		605,869	国・県	笹地等
拡大造林		799,629	国・県	雑木林等

《転作くんのひとりごと》

依然として生産調整未達成者の「ただ乗り」問題を抱える中、集落説明会が終わった。やはり、達成農家の未達成者に対する批判は想像を絶するものがあり恐怖さえ感じる場面も少なからずあった。集落説明会での質問の多くは、米価の動向、MA米の存在、米の関税化、新たな米政策(全国とも補償、稲作経営安定対策)、2000年からの生産調整の在り方、未達成者、未達成集落及び市町村に対するペナルティー等に集中していた。そんな中で、昨年未達成だった農家が積極的に持論を披露する一幕もあり、今年は生産調整を実施するような雰囲気さえ漂った。その他の意見・要望となると、とてもこの誌面では紹介できないほど過激なものもあったが、今後の生産調整の方向性を考える上では、非常に有意義な意見交換であり実り多き説明会であったと確信している。ある市町村では、説明会出席者が配分農家の1/3にも満たない状況で、話し合いにならないということも聞いているが、幸い本村ではほとんどの農家が出席し、昨年何らかの事情で未達成に終わった農家も貴重な発言をいただき大変感謝している。説明会の設営にあたった各集落の農家組合長並びに役員の方々には頭が下がる。——話は変わるが、日本一の『魚沼産コシヒカリ』が、実際の生産量の3倍以上市場に出回っているというショッキングな話を聞いた。しかも、そのほとんどが売れているようだ。——魚沼などの良質米産地は、徹底して生産調整を実施している。とすると、生産量以上の米は、どうやって『魚沼産』となるのか……大変疑問だ。——その中に、生産調整を実施しない農家の米が混じっているとしたら……いや、そんなことはないはずだ。——いすれにせよ、食味重視の時代で、そのブランド名が付してあるだけで売れるということは、銘柄だけにこだわって、ほかの米が混じって流通しているかもしれないということを知らずに買っていき消費者が残念ながら少なくないと言える。——このことから、適正で精度の高い銘柄表示が必要ではないかと考える。とは言うてもなかなか米は売れないようで、個人販売をしている農家では、米を買ってくれる人に地域の特産品をサービスしていると聞いている。消費あつての生産であることが基本である以上、消費者にも十分「米事情」を理解してもらい、様々な面でもっと見極めていただきたい。

平成12年4月から介護保険制度が始まります

どのように介護サービスを受けることになるのか、なかなかイメージしにくいのではないのでしょうか。

そこで、要介護状態区分1(軽度の介護が必要)と認定されたAさん、要介護状態区分3(かなり重度の介護が必要)と認定されたBさんの具体例を作ってみました。

■具体的なケアプラン(介護サービス計画)の例

●Aさん

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	訪問看護	通所介護 または	訪問介護	
午後							
短期入所 6か月に2週 福祉用具貸与 車イス							

●Bさん

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問看護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所 6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス							

AさんもBさんも認定で月々に受けられる限度額がそれぞれ決められますが、仮にAさんの限度額を16万円、Bさんの限度額を23万円として、その限度額の範囲内で作成したもので、いずれも通所型です。

その9



●ゆとりちゃんの介護保険Q&A●

元気な高齢者は、何もサービスを受けられないのですか？

介護保険制度では、あくまでも介護が必要となった場合でなければ、サービスは受けられないことになっています。ただ、私たちの誰もが願うのは、できるかぎり元気に歳を重ねてゆくことです。また、老人保健制度での健康相談、健康診断、健康づくり事業などもありますので、積極的に利用されてはいかがでしょうか。

自分にとって、よりよいケアプランを選ぶために、複数の機関からケアプランを作ってもらえることはできますか？

ケアプランの作成は、利用者がその希望や心身の状態に合った適切な介護サービスを利用できるよう、専門家が援助するものです。ケアプランを作成するかどうか、どこのケアプラン作成機関に依頼するかも利用者の選択です。2か所のケアプランを比較することもできますが、費用が支払われるのは、利用者が市町村に届け出た1か所のケアプラン作成機関のみです。